

平成26年第3回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年 9月 3日
 本日の会議 平成26年 9月 8日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

3 番 内村 博法 議員

5 番 分部 和弘 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9 時 3 0 分

散会 1 1 時 4 8 分

平成26年第3回長与町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年 9月 8日（月）

午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	56	長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	※文厚
2	57	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	※文厚
3	58	長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	※文厚
4	59	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
5	60	町道自由ヶ丘団地線道路築造工事請負契約の締結について	
6	61	町道路線の認定について	※建産
7	62	平成26年度長与町一般会計補正予算（第2号）	※総務
8	63	平成26年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総務
9	64	平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※文厚
10	65	平成26年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※文厚
11	66	平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※建産
12	67	平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務
13	68	平成25年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
14	69	平成25年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※文厚
15	70	平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※文厚

16	71	平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※文厚
17	72	平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※建産
18	73	平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※建産
19	74	平成25年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※建産
20	75	長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	

※付託予定の委員会

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第56号、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第2、議案第57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営のに関する基準を定める条例、日程第3、議案第58号、長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としてあります議題について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

昨日と一昨日とイベントが多かったと思いますけれども、とりわけ昨日の町民ソフトボール大会におきましては、参加されました議員各位におかれましては感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは議案の説明をさせていただきます。

ただいま一括提案となりました議案第56号から第58号までにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例は、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした子ども・子育て関連三法の制定と、それに基づく子ども・子育て支援新制度の平成27年度開始予定における保育施設等の設備や運営に関する基準等に基づき、国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を定めることになったことによるものでございます。

では、それぞれの条例につきまして御説明をいたします。

まず、議案第56号、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして御説明いたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、本条例における用語の意義について、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づき定めております。

第3条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に関する一般原則を定め、第4条では、特定教育・保育施設の利用定員の数を20人以上とするなど、利用定員に関する基準を定めております。

第5条から第34条までは、特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。

第35条、第36条では、特例施設型給付費に関する基準を定めております。

第37条では、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準を定めております。

第38条から第50条までは、特定地域型保育事業における運営に関する

基準を定めております。

第51条及び第52条では、特例地域型保育給付費に関する基準を定めております。

附則第1条では、この条例の施行日を法の施行の日からとするものでございます。

附則第2条では、特定保育所に関する特例を定めております。

附則第3条から第5条では、施設型給付費等、小規模保育事業C型の利用定員、連携施設それぞれに関する経過措置について定めております。

次に、議案第57号、長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、本条例における用語の意義について、児童福祉法の規定に基づき定めております。

第3条では、最低基準の目的等について、第4条では最低基準と家庭的保育事業者等について定めております。

第5条では、家庭的保育事業者等の一般原則を定めております。

第6条では、保育所等との連携について、第7条では非常災害の備えについて定めております。

第8条から第13条までは、家庭的保育事業者の職員について、一般的要件、禁止事項等を規定しております。

第14条から第16条までは、衛生管理及び食事について定めております。

第17条では、利用乳幼児及び職員の健康診断について定めております。

第18条では、家庭的保育事業所等内部の規程について、第19条では帳簿の整備について定めております。

第20条では、家庭的保育事業者等の職員の秘密保持について、第21条では、利用者からの苦情等への対応について定めております。

第22条から第26条までは、家庭的保育事業に関する基準について、第27条から第36条までは、小規模保育事業に関する基準について定めております。

第37条から第41条では、居宅訪問型保育事業に関する基準を定めております。

第42条から第48条までは、事業所内保育事業について定めております。

附則第1条では、この条例は、法の施行の日を施行日とするものでございます。

附則第2条及び第3条では、食事の提供、連携施設に関する経過措置を定めるものでございます。続きまして、議案第58号、長与町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例について御説明いたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めております。

第2条では、本条例における用語の意義について、児童福祉法の規定に基づき定めております。

第3条では、最低基準の目的等について、第4条では最低基準と放課後児童健全育成事業者について定めております。

第5条では、放課後児童健全育成事業の一般原則を定めております。

第6条では、放課後児童健全育成事業者の非常災害対策を定めております。

第7条では職員の一般的要件について、第8条では職員の知識及び技能の向上等について定めております。

第9条では、放課後児童健全育成事業所の設備基準を定めております。

第10条では、放課後児童健全育成事業所の職員の資格等を定めております。

第11条から第21条までは、放課後児童健全育成事業所の運営規程や開所時間及び日数等について定めております。

附則第1条では、この条例は、法の施行の日を施行日とするものでございます。

附則第2条及び第3条では、設備基準、職員に関する経過措置を定めたものでございます。

以上が主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

まず、議案第56号について、質疑はありますか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

おはようございます。

1点だけ質問をさせていただきたいんですけども、これは長与町の条例ですよ。条例を今からつくろうとしているわけですけども、この条例文の中において、国の法を引用してる部分には市町村という部分がある、これは理解できるんですが、それ以外のところで、例えば例を挙げますと、4ページ、第7条が気になるんですけども、特定教育云々云々ってあった上で、市町村が行うあっせん及び要請に対してできる限り協力しなければならぬとあるんですが、ここは市町村ではなく、本町の条例ですので、ここは町となるべきではないか。また、こういった箇所が数カ所あるんですけども、その件についてちょっと見解をお伺いします。

議長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

市町村と町という文言が分けてありますけども、これにつきまして、長与町と限定できるものについては町、例えば、長与町以外で町がほかの全国的な自治体に対して可能性がある場合は、町じゃなくて市町村という形で分けております。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第57号について、質疑ありませんか。
 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号について、質疑ありませんか。
 1番、饗庭敦子議員。

1番 (饗庭敦子議員)
 皆さん、おはようございます。
 私は総務委員会でございますので、質問をさせていただきたいと思います。
 議案第58号のこの附則なんですけれども、附則の第2条、この条例の施行日から当分の間となってるんですが、その3条は平成32年3月31日までの間となってるんですけれども、この期限を切らない理由と、当分の間っていうのはいつまでを考えられておられるのか教えてください。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 お答えします。3条のほうの32年3月31日までとしているのは、職員の資格等の経過措置でございまして、一応、これにつきましては、国の指導のもと県のほうも含めて、そういった研修等も含めて5年間で実施するような予定になっております。当分の間としているほうにつきましては、確実に現状としましては、放課後児童クラブ、長与町の場合、残念ながら現在のガイドラインに合わせてでも免責要件とか厳しいところがございまして、一応、32年の3月31日を目標にはしておりますけれども、一応、当分の間という言葉にかえさせていただいております。

議長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)
 設備に関しては、前もなかなか厳しいということではございましたけれども、やはり基準に沿って子供さんにいい環境とするのが目的かと思っておりますので、ぜひともここに期限を入れていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 当然クリアできるように努力は覚悟しておりますけれども、なかなか他の施設等の関係も、他といいますか、施設の関係がありますので、一応当分、5年間を目標にはしておりますけれども、言葉的に先ほど申しましたように、当分の間という形にさせていただいております。当然5年間を目標に全力を挙げてクリアできるように努力したいと思っております。

議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号、議案第57号、議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第56号から58号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第58号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第4、議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由を求めます。

町長。

町 長 (吉田慎一君)

では、議案第59号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、第8条に定める一般廃棄物処理業等の許可手数料を社会経済情勢の変動を勘案した上で改正し、第9条に定める町指定ごみ袋の種類及び単価について改正するとともに、条文の整理を行うものでございます。

それでは、第8条の改正内容について御説明を申し上げます。

一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可事務が現状に即していない部分の見直しを行うとともに、許可証発行に要する事務手数料の精査を行い改正するものでございます。

第8条各号列記以外の部分中「法第7条第1項」の次に「若しくは第7条の2第1項」を、「浄化槽法」の次に「(昭和58年法律第43号)」を加え、「し尿浄化槽」を「浄化槽」に改め、同条第1号中「一般廃棄物処理業許可手数料」の次に「(新規・更新)」を加え、「1,000円」を「5,000円」に改め、同条第2号中に「200円」を「1,000円」に改め、同条第5号及び第6号を削り、同条第4号中「し尿浄化槽」を「浄化槽」に、「200円」を「1,000円」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「し尿浄化槽清掃業許可手数料」を「浄化槽清掃業許可手数料(新規・更新)」に、「1,000円」を「5,000円」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に第3号として「一般廃棄物処理業変更許可手数料4,000円」の規定を加えるものでございます。

次に、第9条の改正内容について御説明を申し上げます。

第9条第1項第1号ア、町指定ごみ袋につきましては、現在、ごみ袋の種類が大、小の2種類ですが、今回、袋を取り手つきに変更し、種類も大、中、小の3種類に変更し、現在のごみ袋大1枚当たりの単価17円を基準として、容量に応じ、中、小の単価の設定を行うものでございます。

第9条第1項第1号アの全文を改正し、ア、町指定ごみ袋、（大）45リットル1袋あたり17円、（中）30リットル1袋あたり12円、（小）20リットル1袋あたり8円とし、第9条第1項第1号イ及び第2号イ中「含めた額」を「含む額」に改めるものでございます。

なお、町指定ごみ袋につきまして、現行ごみ袋は（大）45リットルと（小）30リットルの2種類であります。今回、ごみ袋規格を取り手つきにして、（大）45リットル、（中）30リットル、（小）20リットルの3種類に変更をし、現行手数料17円のごみ袋（大）45リットルを基準として、ごみ袋容量により算出した手数料（中）30リットル12円、（小）20リットル8円の料金設定をお願いするものです。

ごみ袋の種類をふやすことによりまして、町民皆様のごみ減量意識の高揚にもつながるものと考えているところでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 （山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第59号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 （山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第5、議案第60号、町道自由ヶ丘団地線道路築造工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 （吉田慎一君）

では、議案第60号、町道自由ヶ丘団地線道路築造工事請負契約締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の入札につきましては、長与町建設工事執行規則に基づき15社を指名し、8月8日に入札会を実施いたしました。その結果、株式会社高谷が4,459万6,440円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要といたしましては、自由ヶ丘団地と高田南土地区画整理事業区域内とを接続させる計画であり、延長78メートル、幅員4メートルの道路整備を行うものであります。

今回の工事の主な内容といたしましては、道路の築造工及び舗装工の施工を行うものでございます。なお、別紙参考図面として平面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

今回落札しました株式会社高谷の資本金は2,000万円となっております。工期につきましては、議決日から平成27年3月31日までの間を予定しております。

以上が本案の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)

議案第60号につきまして質問をしたいと思いますが、提案理由の締結についての2行目にありますように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分についてですね。これにつきましては、条例に基づきまして、契約が5,000万以上で提案するようになってくるわけですが、今回は4,400万でございます。理解に苦しんでおりますが、どういう理由で今回提案をされたのか説明をいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

議会に議決するべき金額5,000万ということは、契約ではなくて予定価格が5,000万という形になってますので、今回議会に上程をしている次第でございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

予定価格がどうであれ、議会の議決を付すべきものは、契約金額が5,000万以上のものであるはずなんです。例えば、8,000万であって、半額ぐらいで4,000万になったという事例もありましょうし、いろいろあるんですが、その結果、その入札の結果によって契約が5,000万以上になった場合は議会の議決を経なければ契約が本式にはできないという趣旨で、この議会の議決に付すべきこの条例は設定をされているものということであろうというふうに、従来そういう解釈をしてきたんですが、いつごろそんな変わったんでしょうね、考え方が。

議 長 (山口経正議員)

建設部長。建設部長
(浦川圭一君)

この議会の議決に付すべき契約ということで、財産の取得又は処分に関する条例の2条の中に議会の議決に付さなければならない契約はちゅうことで、予定価格5,000万以上の工事または製造の請け負いということでこういう文言で書いてありますので、私どもといたしましては予定価格が5,000万を超えておりましたので、今回議会の承認をいただくように提案をさせていただきます。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

20番、竹中 悟議員。

20番 (竹中 悟議員)

今の質問の中で、予定価格が5,000万ということはこの条例にも予定価格が5,000万ということになってるのは、私も一応読みました。

そこで、参考までにこの予定価格とそれから最低制限価格、それから今回取ったところの落札率ですね、これを教えていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)

都市整備課長。都市整備課長
(松邨清茂君)

ただいまの御質問にお答えいたします。

予定価格といたしましては、税込みで5,075万2,440円となっております。落札契約額は4,459万6,440円で、最低制限価格、これは税込みで4,459万6,440円、最低制限価格も同額でございます。落札率につきましては、89.2%になっております。以上です。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第60号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第60号、町道自由ヶ丘団地線道路築造工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第61号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

(吉田慎一君)

では、議案第61号、町道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案の後に路線図を添付しておりますが、路線図では起点を丸、終点を三角で表示しておりますので御参照ください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございます。

認定する路線は、高田南土地区画整理事業地区区画道路63号線、計画延長は288.9メートル、計画幅員6メートルから7.7メートル。同じく区画道路65号線、計画延長87.9メートル、計画幅員6メートルから10.2メートル。区画道路83号線、計画延長31.4メートル、計画幅員6メートルから10.2メートル。特殊道路109号線、計画延長62.3メートル、計画幅員2メートルから3.6メートル。同じく特殊道路124号線、計画延長36.3メートル、計画幅員3メートルの町道となる予定です。

以上5路線の町道認定につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

道路法第8条第2項の規定なんですけれども、ちょっと調べていないので具体的な内容を教えてください。

議 長

(山口経正議員)

管理課長。

管理課長

(森 浩平君)

第8条が、地村道の意義及びその道路の認定ということでございまして、その中の2項、市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村議会の決議を経なければならないというふうになっております。以上です。

議 長

(山口経正議員)

森議員。

9番

(森 謙二議員)

ということは、これは私勘違いしてたんですけれども、何か条件が整ったか何かじゃなくて、ただこの規定というのは議会に付さなければならないということっていうことでしょうか、ちょっと確認です。

議長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

そのとおりです。

議長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第61号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第7、議案第62号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (吉田慎一君)

議案第62号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億621万円を追加いたしまして、補正後の総額を125億3,747万円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

歳入の13款国庫支出金では、過年度精算分に係る児童手当負担金及び社会保障・税番号システム改修費補助金の増額計上。土木費国庫補助金で、安全で快適な地域社会の創造補助金、道路橋長寿命化による安全性の確保補助金などを補助内示額にあわせ減額計上いたしました。17款繰入金では、1項で前年度分精算に係る駐車場事業及び後期高齢者医療特別会計からの繰入金を、2項で減債基金繰入金の減額を計上いたしました。18款繰越金は、今回の補正予算の財源調整として計上いたしました。19款諸収入では、長与シーサイドマルシェ実施に伴う長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業

助成金を計上いたしました。20款町債では、県事業で実施される街路事業の地元負担金に伴う街路事業充当起債及び発行可能額の決定による臨時財政対策債を増額計上いたしました。

続いて、3ページの歳出をお願いします。2款総務費では、新図書館建設に伴う基本構想策定委員の報酬、費用弁償、長与シーサイドマルシェ実施に係る経費、公共用地の雑草刈り払い委託料、普通財産の整備工事費、社会保障・税番号制度導入に係る経費などを計上いたしました。3款民生費では、保育専門員報酬などの増額計上。4款衛生費では、過年度精算に係る国庫及び県費の返還金を計上いたしました。8款土木費では、のり面維持に係る委託料、道路、橋りょう、河川、公園の維持、改良等に係る経費、土地区画整理事業への繰出金及び県事業で実施される都市計画道路に係る長与町分の負担金などをそれぞれ計上いたしました。10款教育費では、各中学校の非構造部材の点検業務委託料、体育施設の修繕料を計上いたしました。11款災害復旧費では、工事費を計上いたしました。

4ページの第2表、債務負担行為補正では、起債管理システムリース料を、5ページの第3表、地方債補正では、街路事業臨時財政対策債の限度額の増額を変更分としてお願いいたしております。

以上が補正予算（第2号）の主な内容でございます。議案の後に、平成26年度、長与町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照いただき、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 （山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番 （内村博法議員）

13ページ、新図書館、一番上の欄ですけれども、新図書館基本構想策定委員という報酬が書いてありますけれども、これは何名で、それと、選任されるのか、あるいは公募されるのか、それをお聞きしたいと思います。

議 長 （山口経正議員）

政策推進課長。

政策推進 （荒木重臣君）

課 長 現在考えておりますのが、委員の定数が12名以内、それで、公募されるかということですが、公募はいたしません。以上です。

議 長 （山口経正議員）

ほかに質疑はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 （河野龍二議員）

同じところで少し私もお伺いしたいと思いますけれども、今回予算計上されてるのが、じゃあどれぐらいの委員会を想定しようと考えられてるのか、そこを一つと。

やはり先ほど同僚議員から出ましたけど公募ですか、これやはり住民の皆

さんのいろんな声を聞く、または関心を持ってもらうという意味ではやってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その考えがないのがなぜなのかお伺いしたいというふうに思います。

それともう一つ、追加して質問させていただきます。3款の民生費の2項3目高田保育所の件ですけれども、この期間に保育の専門員の報酬を年度の途中で入れられるということは、先ほどのいわゆる子ども・子育て条例ですね、そういう関係で何か特別なそういう対応をするという形での採用をされる予定なのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
政策推進課長。

政策推進課長 (荒木重臣君)
公募をしないのかという理由でございますが、公募をするとちょっと時間がかかりかかるということと、あと、メンバーの中に整備計画検討委員会の方からも入っていただこうと思っておりますので、それで足りるんじゃないかと考えております。

それから、委員会の回数ですが、任期を基本構想の策定日、来年3月までとしておりますので、それまでに8回一応計画はしております。予算上はしております。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
高田保育所の保育専門員報酬についてお答えします。

当初、高田保育所は90名定員で開設しておりますけれども、新築移転した関係で希望者が多くて、現在101名おります。それで、それと延長保育を開始した関係でこちらが想定した以上に利用者が多く、当初パート等で補填するような形を考えていたんですが、パートさんだと時間が細切れになる状態が発生する可能性がありますので、保育専門員さんを増員して保育がとぎれないといえますか、保育士の先生が余り細かくかわらないようにということをお願いしております。以上です。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第62号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第62号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

日程第8、議案第63号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（吉田慎一君）

議案第63号、平成26年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開き下さい。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ109万5,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を、歳入歳出それぞれ817万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

1款使用料及び手数料1項使用料、滞納繰越分を1,000円を計上いたしております。2款繰越金1項繰越金は、平成25年度の駐車場事業特別会計決算における剰余金109万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出につきまして説明いたします。3ページをお開き下さい。

1款総務費1項総務管理費1,000円は、11節の需用費での消耗品費を計上いたしております。1款総務費2項繰出金でございますが、一般会計繰出金109万4,000円を計上いたしております。なお、本補正予算の内容につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第63号は、会議規則第46条第1項に規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第9、議案第64号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（吉田慎一君）

議案第64号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ200万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億2,811万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

4款1項繰越金は、平成25年度の繰越額が確定いたしましたので、今回計上をさせていただいております。既定予算1,000円に200万8,000円を追加補正し、補正後の繰越金総額を200万9,000円としております。

次に歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。平成25年度の広域連合に対する納付金の確定に伴う納付金138万8,000円が生じたので計上しております。次の3款諸支出金2項繰出金は、平成25年度歳入歳出決算に伴う繰越金補正額200万8,000円から広域連合納付金138万8,000円を差し引いた62万円に既定予算1,000円を加え、補正後の額を62万1,000円とし、一般会計へ繰出するものでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第64号は、会議規則第46条第1項に規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつ

けることに決定しました。

日程第10、議案第65号、平成26年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 （吉田慎一君）

議案第65号、平成26年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ9,838万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億365万6,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ742万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,661万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

保険事業勘定の歳入でございます。4款1項支払い基金交付金17万4,000円は平成25年度地域支援事業支払い基金交付金の精算に伴う追加交付金でございます。既定予算7億5,705万4,000円に17万4,000円を追加補正し、補正後の額を7億5,722万8,000円としております。次に、8款1繰越金は、平成25年度の繰越額が確定いたしましたので、今回計上をさせていただいております。既定予算1,445万円に9,821万円を追加補正し、補正後の繰越額を1億1,266万円としております。

次に歳出につきまして説明いたします。3ページをお開きください。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1,317万4,000円は、平成25年度の介護給付費に対する国及び県の負担金並びに地域支援事業に対する国及び県の負担金の確定に伴う返還金が生じたので計上しております。次の7款1項予備費は、平成25年度歳入歳出決算に伴う繰越金補正額9,838万4,000円から返還金1,317万4,000円を差し引いた8,521万円に既定予算1,000万円を加え、補正後の額を9,521万円とするものでございます。

次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございます。次に、2款1項繰越金は、平成25年度の繰越額が確定いたしましたので、今回計上をさせていただいております。既定予算1,000円に742万9,000円を追加補正し、補正後の繰越額を743万円としております。

次に歳出につきまして説明いたします。5ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳出でございます。2款1項予備費は、平成25年度歳入歳出決算に伴う繰越金742万9,000円を新たに予備費として計上するものでございます。

以上が今回の補正の主な内容でございます。

なお、説明資料といたしまして、平成26年度長与町介護保険特別会計補正

予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照願います。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、文教厚生常任委員会に付託
します。

お諮りします。ただいま文教厚生常任委員会に付託しました議案第65号
は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了
するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつ
けることに決定しました。

日程第11、議案第66号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区
画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長

（吉田慎一君）

議案第66号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特
別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
予算書の1ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,270万6,000円を追加いたしま
して、補正後の総額を10億4,247万1,000円とするものでございま
す。

それでは、歳入について御説明をいたします。予算書の2ページをお開き
ください。4款1項一般会計繰入金2,000万円、5款1項繰越金270
万6,000円を増額計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。3ページをお開きください。1款
1項都市計画費2,270万6,000円を増額計上いたしております。今回
の補正は高田南土地区画整理事業における県への委託金を増額する必要とな
ったことによるものでございます。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお
願いいたします。

議 長

（山口経正議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第66号は、建設産業常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第66号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

日程第12、議案第67号、平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、議案第68号、平成25年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、議案第69号、平成25年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、議案第70号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、議案第71号、平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、議案第72号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (吉田慎一君)

ただいま一括上程をしていただきました議案第67号から議案第72号までの6議案につきましては、私にかわりまして会計管理者に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

会計管理者。

会計管理者 (松添高明君)

おはようございます。それでは、ただいま一括上程していただきました議案第67号から第72号までの6議案につきまして、町長にかわりまして提案理由の御説明を申し上げます。

各議案とも、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の決算審査意見書をつけまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、議案第67号、平成25年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1款町税は、調定額47億678万9,303円に対し、収入済み額44億7,642万4,434円となり、不納欠損額693万5,049円で、収入未済額は2億2,342万9,820円でございます。

なお、町税の収入済み額は、前年度比4,928万9,820円、1.1%

の増となっております。

1項町民税は、調定額24億8,671万8,214円に対し、収入済み額23億8,444万191円となり、不納欠損額319万2,682円で、収入未済額は9,908万5,341円でございます。

2項固定資産税は、調定額16億164万4,163円に対し、収入済み額14億9,879万4,882円となり、不納欠損額257万3,007円で、収入未済額は1億27万6,274円でございます。

3項軽自動車税は、8,562万3,671円に対し、収入済み額8,133万7,724円となり、不納欠損額76万8,440円で、収入未済額は351万7,507円でございます。

4項町たばこ税、6項入湯税は、調定どおりの収入済み額となっております。

7項都市計画税は、調定額3億1,153万960円に対し、収入済み額2億9,057万9,342円となり、不納欠損額40万920円で、収入未済額は2,055万698円でございます。

2款地方譲与税から、次ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、調定額と収入済み額は同額でございますが、そのうち、9款地方交付税は、前年度比4,717万2,000円、2.3%の減となっております。

11款分担金及び負担金は、調定額2億9,259万7,373円に対し、収入済み額2億7,111万3,273円となり、収入未済額の2,148万4,100円は、保育料分でございます。

12款使用料及び手数料は、調定額1億8,071万3,851円に対し、収入済み額1億5,982万39円となり、不納欠損額32万6,220円、収入未済額は2,056万7,592円で、不納欠損額及び収入未済額は、町営住宅使用料、町営住宅駐車場使用料及びし尿収集手数料でございます。

13款国庫支出金は、調定額17億505万6,188円に対し、収入済み額16億1,192万7,908円で、収入未済額は9,312万8,280円でございますが、これは、都市計画費補助金及び市街地整備総合交付金分でございます。

14款県支出金は、調定額8億9,039万2,772円に対し、収入済み額7億5,792万772円で、収入未済額は1億3,247万2,000円は、老人福祉施設建設事業費補助金でございます。

15款財産収入の収入済み額2,477万1,399円と、16款寄附金の収入済み額27万2,461円は、それぞれ、普通財産売り払い収入とふるさと長与応援寄附金が主なものでございます。

5、6ページをお願いします。17款繰入金の収入済み額2億4,174万9,169円は、財政調整基金及び義務教育施設整備基金からの繰入金が主なものでございます。

19款諸収入の収入未済額343万4,050円は、災害援護資金貸付金でございます。

20 款町債の収入済み額は 13 億 6,107 万 1,000 円となっております。

歳入合計は、調定額 125 億 1,581 万 7,826 円に対し、収入済み額 120 億 1,404 万 715 円で、不納欠損額 726 万 1,269 円、収入未済額は 4 億 9,451 万 5,842 円でございます。

なお、収入済み額は、前年度比 8.1% の減となっております。

7、8 ページをお開き願います。歳出でございますが、款ごとの支出済み額につきまして、前年度に対する増減の主な要因等を御説明いたします。

1 款議会費 1 億 5,596 万 2,958 円は、前年度比 5.2% の減となっておりますが、議員共済会給付費負担金の減額が主な要因でございます。

2 款総務費 14 億 4,279 万 8,862 円は、前年度比 1.2% の減となっておりますが、総務・財産管理費の公有財産購入費の減額が主な要因でございます。

3 款民生費 40 億 1,489 万 2,601 円は、前年度比 4.8% の増となっておりますが、児童福祉費の高田保育所建設費分が主な要因でございます。

なお、翌年度繰越額 1 億 3,247 万 2,000 円は、老人福祉施設建設事業に係るものでございます。

4 款衛生費 10 億 4,943 万 3,128 円は、前年度比 6.4% の増となっておりますが、清掃費の長与・時津環境施設組合負担金の増額が主な要因でございます。

5 款労働費 3,248 万 6,526 円は、前年度比 15.7% の減となっておりますが、施設改修工事費の減額が主な要因でございます。

6 款農林水産業費 2 億 99 万 615 円は、前年度比 5.5% の減となっておりますが、農業費の自然災害防止事業負担金及び農道改良舗装事業等農林漁業資金元利償還補助金などの減額が主な要因でございます。

9、10 ページをお願いします。7 款商工費 6,075 万 7,678 円は、前年度比 6.4% の増となっておりますが、住宅リフォーム助成金に係る支出が主な要因でございます。

8 款土木費 18 億 2,846 万 7,435 円は、前年度比 11.6% の増となっておりますが、道路橋梁費の道路新設改良費及び都市計画費・公園緑地管理費の公有財産購入費の増額が主な要因でございます。

なお、翌年度繰越額 2 億 5,751 万 1,000 円は、道路新設改良事業、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金、西高田線街路事業及び公園整備事業に係るものでございます。

9 款消防費 4 億 655 万 7,901 円は、前年度比 3% の増となっておりますが、非常備消防費の広域消防事業負担金の増額が主な要因でございます。

10 款教育費 9 億 9,063 万 6,722 円は、前年度比 58.3% の減となっておりますが、これは、長与小学校校舎建設事業費及び体育施設整備事業費の減額が主な要因でございます。

11 款災害復旧費 201 万 3,630 円は、前年度比 80.9% の減となっておりますが、道路等災害復旧費の減額が主な要因でございます。

12 款公債費 1 億 7,275 万 7,399 円は、前年度比 2.9% の減となっておりますが、元金・利子償還金減額によるものでございます。

11、12 ページをお願いします。13 款諸支出金 8 万 7,535 円は、前年度比 41.8% の減となっておりますが、土地開発基金積立金の減額によるものでございます。

歳出合計は、予算現額 1 億 21 万 7,656 万円に対し、支出総額 1 億 13 万 5,784 万 2,990 円となり、翌年度繰越額 3 億 8,998 万 3,000 円で、不用額は 4 億 2,873 万 4,010 円でございます。

なお、支出済み額は、前年度比 8.3% の減となっております。

236 ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 1 億 20 万 1,404 万円、歳出総額 1 億 13 万 5,784 万 3,000 円、歳入歳出差し引き額 6 億 5,619 万 7,000 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は 3,618 万 3,000 円で、実質収支額は 6 億 2,001 万 4,000 円でございます。このうち、地方自治法第 23 条の 2 の規定による基金繰入額は 3 億 2,000 万円といたしております。

237 ページ以降には、財産に関する調書を記載しておりますので、御参照を賜りたいと存じます。

以上が一般会計でございます。

次に、議案第 68 号、平成 25 年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の 1、2 ページをお開き願います。歳入でございますが、1 款使用料及び手数料 7 万 2,400 円、2 款繰越金 1 億 21 万 1,129 円が主な歳入で、歳入総額は 8 万 4,503,664 円となり、前年度比 4.1% の減となっております。

3、4 ページをお願いします。歳出でございますが、予算現額 8 万 5,400 円に対し、支出済み額 7 万 3,508,413 円で、不用額は 6 万 9,508 円となり、歳出合計は前年度比 3.2% の減となっております。

12 ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は 1 万 9,500 円となっております。

次に、議案第 69 号、平成 25 年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の 1、2 ページをお開き願います。歳入でございますが、1 款国民健康保険税は、調定額 1 億 4,388 万 4,907 円に対し、収入済み額 8 億 1,701 万 1,974 円となり、不納欠損額 4 億 1,107,553 円で、収入未済額は 2 億 2,275 万 5,380 円でございます。

2 款以降は、収入済み額につきまして主なものとしたしましては、3 款国庫支出金 9 億 4,591 万 8,227 円、4 款療養給付費交付金 3 億 1,857 万 9,000 円、5 款前期高齢者交付金 1 億 4,121 万 7,790 円、6 款県支出金 2 億 1,815 万 9,000 円、7 款共同事業交付金 4 億 6,102 万 4,711 円、9 款繰入金 1 億 4,856 万 8,445 円でございます。

3、4 ページをお願いします。歳入合計は、調定額 4 億 2,993 万 5,

464円に対し、収入済み額46億306万2,531円となり、不納欠損額411万7,553円で、収入未済額は2億2,275万5,380円でございます。

なお、収入済み額は、前年度比1.3%の増となっております。

5、6ページをお願いします。歳出でございますが、支出済み額の主なものにつきましては、2款保険給付費29億8,020万4,612円、3款後期高齢者支援金5億774万7,299円、6款介護納付金2億1,910万9,379円、7款共同事業拠出金5億276万1,315円でございます。

7、8ページをお願いします。歳出合計は、予算現額47億8,466万1,000円に対し、支出済み額43億9,790万5,768円となり、不用額は3億8,675万5,232円でございます。

なお、支出済み額は、前年度比2.7%の増となっておりますが、保険給付費の増が主な要因でございます。

40ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は2億515万6,000円で、うち基金繰入額は1,030万円といたしております。

41ページをお願いします。財産に関する調書の基金でございますが、決算年度末現在高は2,140万円となっております。

続きまして、議案第70号、平成25年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、調定額3億2,792万3,500円に対し、収入済み額3億2,551万1,100円となり、収入未済額は241万2,400円でございます。

その他の主な歳入といたしましては、収入済み額で申し上げますと、3款繰入金6,726万8,953円でございます。

歳入合計は、調定額3億9,664万5,617円に対し、収入済み額が3億9,423万3,217円となり、収入未済額は241万2,400円でございます。

なお、収入済み額は、前年度比1.7%の増となっております。

3、4ページをお願いします。歳出でございますが、支出済み額で主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億8,903万830円でございます。

歳出合計は、予算現額3億9,766万9,000円に対し、支出済み額3億9,222万3,490円となり、不用額は544万5,510円でございます。

なお、支出済み額は、前年度比1.5%の増となっております。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は200万9,000円でございます。

次に、議案第71号、平成25年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。保険事業の歳入でございますが、1款保険料は、調定額5億9,340万288円に対し、収入済み額5億7,879万4,770円となり、不納欠損額44万9,120円で、収入未済額は1,415万6,398円でございます。

その他の主な歳入といたしましては、収入済み額で申し上げますと、3款国庫支出金5億2,797万4,651円、4款支払い基金交付金6億8,245万6,082円、5款県支出金3億3,156万4,248円、7款繰入金3億3,942万3,195円でございます。

3、4ページをお願いします。収入合計は、調定額25億3,833万4,324円に対し、収入済み額25億2,372万8,806円となり、不納欠損額44万9,120円で、収入未済額は1,415万6,398円でございます。

なお、収入済み額は、前年度比3.6%の増となっております。

5、6ページをお願いします。歳出でございますが支出済み額で主なものは、1款総務費4,408万5,719円、2款保険給付費23億2,495万1,747円、3款地域支援事業費3,393万5,058円でございます。

歳出合計は、予算現額25億9,377万1,000円に対し、支出済み額は24億1,106万8,711円となり、不用額は1億8,270万2,289円でございます。

なお、支出済み額は、前年度比1.7%の増となっております。

7、8ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、主な歳入といたしまして、1款サービス収入2,075万8,760円で、歳入合計は、調定額、収入済み額ともに2,594万1,407円でございます。

なお、収入済み額は、前年度比13.4%の増となっております。

9、10ページをお願いします。歳出でございますが、1款事業費、支出済み額は1,851万434円で、前年度比4.6%の増となっております。

44ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、保険事業勘定では、実質収支額は1億1,266万円、介護サービス事業勘定では743万円でございます。

最後に、議案第72号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。歳入でございますが、主なものといたしまして、1款国庫支出金は、調定額2億3,685万6,000円に対し、収入済み額1億8,750万1,000円で、収入未済額は4,935万5,000円でございます。

2款県支出金は、調定額5,578万5,000円に対し、収入済み額4,591万4,000円で、収入未済額は987万1,000円でございます。

4款繰入金は、調定額6億1,922万7,000円に対し、収入済み額5億5,432万3,000円で、収入未済額は6,490万4,000円でございます。

7 款町債は、調定額及び収入済み額とも 3,000 万円でございます。

歳入合計は、調定額 9 億 9,735 万 6,968 円に対し、収入済み額 8 億 7,322 万 6,968 円で、収入未済額は 1 億 2,413 万円でございます。

なお、収入済み額は、前年度比 17.7% の減となっております。

3、4 ページをお願いします。歳出でございますが、支出済み額では、1 款土木費 7 億 4,842 万 4,813 円、2 款公債費 1 億 2,009 万 5,498 円でございます。

歳出合計は、予算現額 9 億 9,735 万 6,000 円に対し、支出済み額 8 億 6,852 万 311 円となり、翌年度繰越額 1 億 2,413 万円で、不用額は 470 万 5,689 円でございます。

なお、支出済み額は、前年度比 13.6% の減となっております。

14 ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 8 億 7,322 万 6,000 円、歳出総額 8 億 6,852 万円、実質収支額は 470 万 6,000 円でございます。

大変長くなりましたが、以上が、議案第 67 号から 72 号までの各会計の歳入歳出決算の説明でございます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、また主要な施策の成果に関する報告書を添付いたしておりますので、御参照を賜りたいと存じます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で 11 時まで休憩します。

(休憩 10 時 46 分～11 時 00 分)

議 長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

代表監査 (中川勝秀君)

委 員 皆さん、おはようございます。監査委員の中川です。よろしく申し上げます。

それでは、議長から許可をいただきましたので、地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により、平成 25 年度長与町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに基金について審査した結果を報告いたします。

意見書 1 ページをお開きください。審査の対象として、平成 25 年度の長与町一般会計、駐車場事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、長崎都市計画事業長与町土地地区画整備事業特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況について実施いたしました。

審査の期間は、平成 26 年 7 月 14 日から 8 月 1 日まで行いました。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、会計管理者、各部長、各理事、各課長、関係職

員の出席を求め、説明を聴取し、関係法令に準拠し調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理運営は適正であるか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき書類審査方法のほか現地調査、備品調査も実施し、慎重に審査を行いました。

提出された資料の計数審査の結果、一般会計及び特別会計決算は関係法令に準拠し作成され、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類を照合した結果、誤りのないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿と証拠書類は符合しており、誤りないものと認めました。

国保会計は、24ページから記載していますが、一般会計からの一時運用が頻繁に行われています。平成24年度から税改正が行われていますが、まだまだ財政は厳しい状況で、財政調整基金は2,140万となっています。ちなみに、5年前の20年度決算時の基金は、約4億6,000万ありましたので、現在の厳しい国保財政がうかがえます。収納率は前年度よりわずかに下回り、収入未済額は2億2,275万円、不納欠損額は412万円と多額であり、さらなる医療費抑制策の推進、保険税収納率の向上対策が必要です。

各会計と基金の詳細につきましては、2ページから49ページに記載していますので御参照ください。

50ページをお開きください。意見書の結びの欄は、ポイントだけを説明させていただきます。

一般会計歳入は約120億円で、保育所整備事業、公園整備事業、町道西高田線整備事業など、今年度の所期の目的をおおむね達成したものと評価します。一般会計及び特別会計は、2ページの第1表記載のとおり、いずれの会計も黒字決算となっています。合算した歳入歳出差引額は約9億8,900万円で、前年度比約9,600万円減少しています。

一般会計は、5ページの第2表のとおり、単年度収支は黒字となりました。地方交付税は約4,700万円減少し、約20億3,200万円となっています。

町債は、21ページの第10表のとおり、約3億6,700万円増加し、約140億8,900万円の残高となっていますが、臨時財政対策債を除く残高は約84億4,200万円で、前年度より約4,400万円減少をしています。

基金は、49ページの第28表のとおり、約2,600万円増加し、約48億2,700万円となっています。しかし、ここ3カ年で見ますと、約5億円減少をしており、これからも注意深い運用が必要であります。町財政の懸案であります収入未済額は、町税その他の滞納分合計で約5億900万円、不納欠損処分は約1,200万円となっています。収入未済額は年々減少傾向だが、依然として高どまりの状況となっています。今後も長与町町税等徴収対策本部の活発な活動によるなお一層の徴収努力が必要であります。

次に、15ページの第6表の財源別収入状況を見ると、自主財源が約57億4,900万円で、前年度比約2億3,900万円、4%の減となっています。主な要因は、繰越金、繰入金の減少であります。肝心の町税は約4,900万円増加をしています。

性質別歳出の状況は、21ページの第9表のとおり、義務的支出が前年度より約8,000万円減少しています。6ページの財政指数についてですが、経常収支比率は91.2%と前年度に比べわずかではあるが0.5ポイント好転しています。この経常収支比率の10年ぐらい前と比べてみますと、平成14年度決算の指数を調べてみますと、79.5%と、現在と比べて12ポイントほど低い非常によい数字となっています。しかし、その当時は交付税が20何億とか、28億円とかいうときであり、経常収支比率の計算式に交付税が大きく影響しますので、単純に比較できないという難しさもあります。

次に、財政力指数はここ数年徐々に下がっていたが、25年度は0.001上がって0.641となっており、いずれの指数も前年と同様の数字だが、財政硬直化の状況は変わらない。限りある歳入の中でいかに必要な行政サービスを町民に提供するか、管理者、職員一体となって今後も健全な財政運営を期待します。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく判断の4指標については、早期健全化基準値を大きくクリアしており、問題はないと考えます。

今回の決算審査において事務処理はおおむね良好でありましたが、次の点で指摘を行っています。

1点目として、歳入の確保は町政の根幹をなすものであり、収入未済額約5億900万円のうち約4億円が滞納繰り越し分であり、この中には長期滞納があり、かつ町政に●を要するものが多い。

各課とも、ここ数年、収納推進課と連携で収納効果が上がっているが、負担の公平性の観点からも、さらなる徴収努力と改善を求めました。

次に、2点目としまして、不納欠損処分は、地方税法等に基づき事務処理がなされているが、あらゆる収納努力を行った上で処理されるべきであり、公正公平の面からも、行政への信頼を損ねることにならないよう適切な事務処理を求めた。

最後に、厳しい町財政の中で、他自治体に先駆け、小・中学校の耐震工事と小学校1校の新築工事が完了した。しかしながら、校舎、体育館の老朽化が進んでいるのも事実であり、教育環境の整備は待ったなしで、早急な対策が必要である。また、他公共施設の老朽化も進んでおり、維持管理費、更新投資の増加は避けられない。今後もあらゆる事業、施策の見直しを常に行いながら事業の選別化に努めて健全財政を堅持し、町の発展と町民サービス、福祉の向上に最善の努力をされるよう期待して、一般会計及び特別会計の決算審査の報告を終わります。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

これから、質疑を行います。

まず、議案第67号について、質疑はありませんか。
 17番、西田 敏議員。
 (西田 敏議員)
 3ページ、4ページの県支出金1億3,247万2,000円というところの説明で、老人福祉施設、そして、次の歳出のほうで、同額なんですけど、民生費で老人福祉施設ということで、これは丸田荘か何かだと思ふんですが、関係の確認と、これ完成がいつやったかなというところをお願いします。

議長 (山口経正議員)
 介護保険課長。
 介護保険課長 (松浦篤美君)
 繰越金の1億3,247万2,000円というのは、平成25年度で公募をいたしました地域密着型特別養護老人ホームの建設費に係る県の補助分でございます。なお、この補助は県の補助でございまして、町の補助というのは現在のところありません。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
 ほかに質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第68号について、質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第69号について、質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第70号について、質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第71号について、質疑はありませんか。
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第72号について、質疑はありませんか。
 18番、18番、河野龍二議員。
 (河野龍二議員)
 区画整理事業の特別会計の件でお伺いします。
 出されている資料、また監査委員の意見書等々を見ますと、平成25年度の進捗率が88.2でしたかね、になつてる模様です。以前からたびたび質問しますが、あくまでも事業費ベースの進捗率ということですから、各工事における進捗状況を教えていただきたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
 都市整備課長。
 都市整備課長 (松邨清茂君)
 ただいまの御質問の事業進捗率の件でございますが、平成25年度までの累計で、仮換地指定に関しては94.6%、幹線街路整備の延長につきましては64.8%、区画道路の整備延長については42.5%、宅地造成で、これは53.9%、保留地処分面積でございますが、これは49.2%、公園緑地整備は41.2%という形になっております。

議 長 (山口経正議員)
河野議員。

18番 (河野龍二議員)
以前、一般質問で取り上げたときに、平成29年の完成を目指して事業を進めてると。その辺では厳しいところがあるというふうな状況を言われておりましたけども、現在のところ、やはり平成29年の完成年度がやっぱり最終目標と考えていいのか、再度お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。都市整備課長 (松邨清茂君)
現在、見直しを行っている最中ございまして、現在、平成32年までの事業延長を行っている最中ございまして。

議 長 (山口経正議員)
ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第67号、議案第68号は、総務常任委員会に、議案第69号、議案第70号、議案第71号は、文教厚生常任委員会に、議案第72号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま各常任委員会に付託しました議案第67号から議案第72号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了するよう、期限をつけることにしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第67号から議案第72号は、9月18日までに審査を終了するよう、期限をつけることに決定しました。
日程第18、議案第73号、平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第19、議案第74号、平成25年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを一括議題とします。
ただいま一括議題としています議案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長 (吉田慎一君)
それでは、ただいま一括で上程していただきました議案第73号及び第74号の2議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
まず、議案第73号、平成25年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございます。
決算書の1、2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額6億9,738万5,000円に対し、決算額は6億9,

570万5,581円となり、157万9,419円の減収となっております。これは、水道料金の減収が主なものでございます。

支出におきましては、予算額6億1,049万4,000円に対し、決算額は5億3,737万4,567円となり、7,311万9,433円の不用額となっております。これは、維持管理経費、人件費等の減額が主なものでございます。

3、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額4億7,318万5,000円に対し、決算額は4億7,251万1,675円となり、67万3,325円の減収となっております。これは、負担金の減によるものでございます。

支出におきましては、予算額6億5,093万4,000円に対し、決算額は6億1,199万8,754円となり、2,193万5,246円の不用額となっております。これは、建設改良費の減額が主なものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,948万7,079円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額237万7,688円、過年度分損益勘定留保資金584万4,397円、減債積立金1億3,126万4,994円で補填をいたしております。

棚卸資産購入限度額の執行額は626万4,338円でございます。

5ページをお開き願います。ここに計上しております損益計算書は、税抜き計算となっております。

営業収支におきましては1億7,229万4,345円の営業利益となり、営業外収支におきましては3,344万922円の損失となりました。その結果、経常収支におきましては1億3,885万3,423円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては6万8,527円の損失となり、以上の結果、当年度純利益は1億3,878万4,896円でございます。これに前年度繰越利益剰余金569円を加え、当年度未処分利益剰余金は1億3,878万5,465円でございます。

7、8ページをお開き願います。剰余金処分計算書（案）につきましては、未処分利益剰余金処分額として減債積立金に1億3,878万5,000円を積み立てる予定としており、この剰余金処分に関して議会の議決を求めるものでございます。これにより、翌年度繰越利益剰余金は465円でございます。

次に、議案第74号、平成25年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございます。

決算書の1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入におきましては、予算額8億8,362万2,000円に対し、決算額は8億8,043万6,917円となり、318万5,083円の減収となっております。これは、営業収益のうち下水道使用料の減が主なものでございます。

支出におきましては、予算額6億7,297万円に対し、決算額は6億3,712万6,988円となり、不用額が3,584万3,012円となっております。これは、営業費用の減が主なものでございます。

3、4ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入におきましては、予算額5,919万5,150円に対し、決算額は6,175万6,736円となり、256万1,586円の増収となっております。これは、受益者負担金の増によるものでございます。

支出におきましては、24年度からの繰越額3,175万8,000円を含め、予算額4億3,674万6,000円に対し、決算額は4億2,566万2,395円となり、不用額は1,108万3,605円となっております。これは、建設改良費の減額が主なものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額を不足する額3億6,390万5,659円は、繰越工事資金3,175万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額511万5,124円、過年度分損益勘定留保資金8,644万6,589円、減債積立金2億4,058万5,946円で補填をいたしております。

5ページをお開き願います。ここに計上いたしております損益計算書は、税抜き計算となっております。

営業収支におきましては1億224万2,106円の営業利益となり、営業外収支におきましても1億3,651万596円の利益となりました。その結果、経常収支におきましては2億3,875万2,702円の経常利益となっております。また、特別収支におきましては55万7,897円の損失となりました。以上の結果、当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金は2億3,819万4,805円でございます。

6ページをお開き願います。剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金2億3,819万4,805円を処分し減債積立金に積み立てる予定としており、この剰余金の処分に関しましては議会の議決を求めます。

以上が議案第73号及び議案第74号の2事業における平成25年度剰余金の処分及び決算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

代表監査委員 (中川勝秀君)

監査委員の中川です。再度よろしくお願いをいたします。

それでは、議長の許可を得ましたので、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成25年度長与町水道事業会計、下水道事業会計の決算について審査した結果を御報告いたします。お手元の意見書を御参照ください。

審査の期間は、平成26年7月3日から4日に実施しました。

審査の方法は、町長から提出された決算報告書及び財務諸表、決算附属書類など、政令で定められた書類について、水道局長、各課長、関係職員及び会計管理者、会計課長の出席を求め、説明を聴取し、決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態を把握し、経済性の発揮、公共性の確保を主眼として審査を行いました。

審査の結果として、各会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で、平成25年度における経営成績及び当該年度末の財政状況は適切に表示されています。また、当年度における各事業の予算執行の結果は適正に執行されていると認めました。

なお、水道事業会計の詳細につきましては、2ページから4ページは業務状況、4ページから5ページは経営成績、6ページから9ページは財政状態を記載しておりますので御参照をください。

では、決算の概要について御説明いたします。

給水人口は3万8,634人で、前年度比143人減少、給水戸数は1万5,401戸で、前年度比132戸増加しています。また、年間配水量は1万3,032立方メートル減少、有収水量も1万6,665立方メートル減少しています。ちなみに、5年前の20年度決算の年間配水量は、約368万立方メートルであり、25年度と比べますと、25年度は約363万立方メートルで、5年間で配水量が5万立方メートル減少をしています。これは、200リッターのドラム缶で換算しますと25万本分という大きな量であり、住民の節水意識の向上、節水型電機製品の普及、そしてまた、ペットボトルウォーター愛飲者の増加などが考えられます、この減少した要因はですね、考えられます。

それでは、10ページをお開きください。経営分析ですが、継続的な漏水調査により、有収率は92.7%と高い数値を維持し、効率配水が図られています。施設利用率は、配水能力に対して76.5%、供給単価は189円34銭で、給水原価は155円63銭であり、差し引き収益は33円71銭となり、前年度より1立方メートル当たり2円22銭の収益増加で良好な数値であります。

次に、職員1人当たりの給水人口は2,760人、有収水量は24万328立方メートル、営業収益は4,710万9,000円となっています。これらの数値は年々増加するのが望ましいが、職員数が大きく影響することから、いかに少ない職員数で事業運営を維持していくか、今後も経営努力が必要であります。

次に、財政分析ですが、各数値とも24年度全国類似団体と比較してもおおむね良好な数値となっている。特に自己資本構成比率、流動比率、総収支比率、営業収支比率、料金収入対企業債償還元利金比率は健全な数値である。今後も堅実な水道事業運営を期待する。

最後に、決算の事業収支は、総収益6億6,305万円、総費用5億2,427万円で、純利益は1億3,878万円であり、堅実な推移であります。なお、未収金が約4,147万円、不納欠損額は約59万円処分しています。なお、未収金は前年度より約2,260万円ほど多くなっている。しかし、その内容を見ると、工事負担金約1,400万円と消費税及び地方消費税の還付金、約1,091万円があり、それを差し引くと前年度と同様な未収金額であり、問題ないものと考えます。毎月停水、分割納入など滞納解消の努力は認めま

すが、長与町町税等徴収対策本部とのなお一層の連携を図り、引き続き収納改善に努められたい。

水道事業は、住民の日常生活に欠かすことができない事業であり、安全供給と水質保全是今後も永久的な向上を目標として努力されることと、中長期計画のもと水源確保、老朽管更新、浄水場設備改良、耐震化対策などの投資が必要であり、安定経営の収益確保が求められますので、将来を見詰めたさらなる合理的経営を期待します。

次に、下水道事業会計であります。11ページは業務状況、12ページから13ページは経営成績、14ページから17ページは財政状態を記載しておりますので御参照をください。

では、決算の概要について御説明いたします。

水洗化人口3万9,715人、水洗化戸数1万5,474戸、普及率99.9%、水洗化率98.5%となっています。なお、整備済み区域の未水洗化は213戸あり、引き続き水洗化推進のなお一層の対策が必要である。

次に、下水道事業の経営状況について、18ページをお開きください。経営分析では、有収率は年間汚水処理水量に対する年間有収水量の割合で、高いほど望ましく、77.3%であり、前年度より0.5ポイント上昇をしている。使用料単価は年間有収水量に対する使用料収入の割合は173円48銭で、汚水処理原価は年間有収水量に対する汚水処理費の割合で175円2銭となっており、1円54銭の原価割れとなっていますが、前年度から比べますと8円79銭改善されています。今後も汚水処理費の効率的な経営努力が必要であります。

次に財務分析ですが、各数値とも24年度全国類似団体と比較してもおおむね良好な数値となっている。特に、自己資本構成比率、流動比率、総収支比率、営業収支比率、料金収入対企業債償還元利金比率は健全な数値である。今後も堅実な下水道事業運営を期待します。

最後に、決算の事業収支は、総収益8億5,011万円、総費用6億1,200万円で、純利益2億3,819万円となっております。企業債は、年度末残高33億8,032万円で、前年度より2億4,059万円減少、支払い利息も760万円減少している。これは、二、三年前からの繰り上げ償還の成果でもあります。

次に、事業運営での重要課題である不明水が増加している。前年より4万トンほど減少しているが、まだ年間102万トンの不明水があり、全国の類似団体と有収率で比べてみても6ポイントほど悪い数字となっている。原因究明のさらなる研究、今現在も原因究明も一生懸命されていますが、さらなる原因究明と努力を期待します。

下水道事業は、健全な水環境の確保、そして健康で安心・安全な快適で潤いのある暮らしの確保のため、ますます重要な役割であり、今後も施設整備、管更新など大きな投資が見込まれることから、長期的視点に立った効率的な経営に努められたい。

以上で水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査の報告を終わります。

以上でございます。

議長 (山口経正議員)
これから質疑を行います。

9番 (森 謙二議員)
まず、議案第73号について、質疑はありませんか。

議長 (山口経正議員)
9番、森 謙二議員。
9番 (森 謙二議員)
済みません。5ページの損益計算書でお尋ねします。5番目の特別利益の中に、固定資産売却益というのがありますが、中身を教えてください。

水道課長 (吉田邦彦君)
御質問にお答えいたします。自由ヶ丘団地線の町道改築に伴い、自由ヶ丘配水池ののり面部分を都市計画課のほうへ40平米ほど売却した金額でございます。以上です。

議長 (山口経正議員)
ほかに質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第74号について、質疑ありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第73号、議案第74号は、建設産業常任委員会に付託します。
お諮りします。
ただいま建設産業常任委員会に付託しました議案第73号、議案第74号は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。
御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、議案第73号、議案第74号は、9月18日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。
日程第20、議案第75号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

町長 (吉田慎一君)
それでは、議案第75号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
現在、長与町教育委員として1期4年間にわたり長与町教育行政の推進のため御尽力いただいております古賀清彦委員の任期が、今月末をもって満了

いたします。

私といたしましては、引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますので、御提案を申し上げ、議会の同意をお願いする次第でございます。

古賀氏につきましては、岡郷にお住まいでございます。これまで長与町の教育振興のために御尽力を賜っており、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格、識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信いたしておりますので、御同意のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第20、議案第75号、長与町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 11時48分)